

新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第25号

新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年新潟市規則第89号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第12号中「（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）」及び「又は同法附則第2条第1項の給付の支給」を削る。

第40条第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。